

鎌倉市電子入札執行取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、電子入札運用基準（かながわ電子入札共同システムに係る電子入札運用基準の取り扱いに関する協定書（平成18年4月1日施行）により平成18年4月3日に神奈川県知事と鎌倉市長との間に協定を締結した基準をいう。以下「運用基準」という。）第13（その他）の規定により、かながわ電子入札共同システムを利用して行う入札手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の意義は、運用基準1総則（2）用語の定義に定めるところによる。

(入札の公告等)

第3条 一般競争入札の公告、工事希望型指名競争入札の入札案内及び指名競争入札の指名通知（以下「公告等」という。）については、入札情報サービスシステム又は電子入札システムを利用して行うものとする。

(入札参加の申込み)

第4条 入札参加の申込みは、工事希望型指名競争入札にあっては入札参加申込書を、一般競争入札にあっては競争参加資格確認申請書を用いてそれぞれ公告等で指定する方法により、電子入札システムを利用して行うものとする。

2 前項本文による申込みは、電子入札システムのサーバに記録された時点を提出日時とし、受領した場合、入札執行担当課長は、工事希望型指名競争入札にあっては入札参加申込書受付票を、一般競争入札にあっては競争参加資格確認申請書受付票を電子入札システムにより発行するものとする。

(指名通知等)

第5条 入札執行担当課長は、前条第1項により工事希望型指名競争入札の入札参加申込書受付後、入札公告により指定した営業種目及び細目等の資格を有するか否かを確認し、条件を満たしている場合には指名通知書を、満たしていない場合には非指名通知書をそれぞれ電子入札システムにより発行し通知するものとする。

2 入札参加者は、前項において非指名とされた場合には、非指名に対する理由請求を行うことができるものとする。

(一般競争入札の資格確認)

第6条 入札執行担当課長は、競争参加資格確認申請書を受領後、入札公告により指定した営業種目及び細目等の資格を有するか否かを確認し、その結果を電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を発行し通知するものとする。

2 入札参加者は、前項において資格無しとされた場合には、資格なしに対する理由請求を行うことができるものとする。

(質問、回答)

第7条 入札に係る設計図書等に対する質問を行おうとする者は、電子入札システムの質問回答機能又は書面による設計図書等に対する質問書のうち、入札公告等により指定された

方法及び期限までに、入札執行担当課あてに質問書を提出するものとする。

- 2 質問書に対する回答は、電子入札システムの質問回答機能により行うものとする。

(入札書の提出)

第8条 入札参加者は、電子入札システムを利用して入札書を作成し、電子署名を付した上で公告等により指定された方法に従い提出するものとする。

- 2 入札書は、電子入札システムのサーバに記録された時点を提出日時とし、入札執行担当課長は、入札書を受領したときは、電子入札システムにより当該入札参加者に受付票を送付するものとする。

- 3 第1項の規定により、一旦提出された入札書は、書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

(紙入札書)

第9条 入札参加者は、紙入札書により入札に参加しようとする場合は、紙入札書を封筒に入れて封かんし、提出締切日時までに入札執行担当課長に持参又は送付その他入札執行担当課長が指定する方法で提出しなければならない。

- 2 入札執行担当課長は、提出された紙入札書を厳重に保管するものとし、開札日時まで、封筒を開封してはならない。

(入札の辞退等)

第10条 入札を辞退する場合は、電子入札システムによる辞退届の提出、もしくは書面で直接又はファクシミリ等により「辞退届」を入札書提出締切日時までに提出しなければならない。

- 2 一旦提出された辞退届は、撤回はできない。
- 3 入札参加者が入札書提出締切日時までに入札書等又は辞退届を提出しなかった場合は、当該入札参加者は、入札書不着の取扱いとする。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けない。

(開札)

第11条 入札執行担当課長は、入札書提出締切日時後、速やかに開札を行うものとする。

- 2 紙入札書の提出がある場合は、入札書提出締切後、入札執行担当課長は紙入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録する。
- 3 やむを得ない事由により、開札日時から落札決定通知書又は再入札通知等の発行まで著しく遅延した場合、入札執行担当課長は必要に応じ、当該調達案件に入札書を提出している入札参加者全員に電子入札システムその他の方法により処理状況の情報提供を行うものとする。

(無効となる入札書等)

第12条 次の各号に該当する入札書等は、無効とする。

- (1) 公告等にした入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加してしまい、入札後に事実が発覚した場合
- (3) 他人名義のICカードを不正に取得し使用して行ったもの

- (4) 電子入札システムの不正利用及び電子証明書を不正に使用した入札書
- (5) 公告等及び設計図書に示す入札条件に違反した入札書
- (6) 紙入札書において、次に掲げる不備があった場合
 - ア 入札参加者等の記名押印及び訂正印がないもの
 - イ 金額を訂正したものあるいは金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 入札通知に示した案件名の記載がないもの
 - オ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札書

(落札者決定)

第 13 条 落札者を決定した場合は、入札執行担当課長は入札参加者全員に落札者決定通知書を電子入札システムにより送付して通知する。

(電子くじによる落札者の決定)

第 14 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、電子くじ引きを実施して落札者を決定する。

2 前項により落札者を決定した場合の手続きは、前条の規定を準用する。

3 入札執行担当課長は、紙入札書に電子くじ用の数字が記入されていない場合は、「001」を電子入札システムに入力する。

(障害時の対応)

第 15 条 電子入札システムに障害、天災、広域的・地域的停電、通信障害によるネットワーク障害又はその他やむを得ない状況の発生により、全て又は一部の入札参加者が電子入札システムを利用できなくなった場合において、障害の復旧又は状況の改善が見込まれる場合は、入札執行担当課長は、入札書受付締切日時及び開札日時の変更（延長）を行い、障害復旧又は改善の見込みが立たない場合は、電話、ファクシミリ等確実な方法により、入札参加者に入札方法の変更や日時等の変更など必要な事項を連絡するものとする。

付 則

この基準は、平成 18 年 6 月 12 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 22 年 3 月 19 日から施行する。